## 多賀を追う芝木と藤江 ―河地文庫「先君敵討之義につき書状等」―

堀井雅弘

### はじめに

弾正台から大巡察と少巡察が派遣され、尋問は藩と弾正台によって識の高揚と、それに伴う尊王攘夷運動との関連」があるとの疑いで、

進められていった。

同年十一月、政均の敵を討つ。本多家家臣は菅野等を「怨敵」と見なしており、さらに数か月後の人には七十日の閉門と処分が決定した(残る三人は無罪)。ところが、前出の七人のうち、菅野には三年の禁錮、多賀・岡山・悌五郎の三帝れから二年後の同四年二月十四日、山辺・井口の二人には自裁、

がら敵を追跡・探索していた。 長浜での敵討ちで、討手は金沢から長浜まで、北国街道を南下しな殺は金沢で実行されている。本多家家臣による敵討ちはというと、金沢、長浜、東京の三か所で実行されているのであるが、このうち、カラットで実行されている。本多家家臣による敵討ちはというと、というと、はいる。本の政均の暗殺・敵討ちと越前国諸藩・諸県との間に

言や覚 (8) (8) 井から金沢へと送られた一件の書状がある。これは、 追跡・探索の状況を伝えるために送った書状である。 敵討ちで、 館近世史料館で所蔵されている ただし、敵討ち以前の史料がないわけではない。 う性質もあいまってか、その過程を復元しようとする時、 が創られてい」く。その中で、 銅 ね合わせられ、小説において「明治忠臣蔵」と表現されるに至る。 敵討ち像、 、藩政の改革者』、『本多弥一ら一二名=義士』という『歴史的記憶 政均 このように政均の暗殺は、 建設運動、 Ď 暗 事後に作成された口書等に依拠する部分も少なくない 敵を追跡・探索しながら街道を南下していった討手が 殺から敵討ちまで、 武士像を形成するものとなった。 そして小説へと流れ込み、 敵討ちへと発展したことにより、 政均の暗殺・敵討ちは赤穂事件と重 「この一連の事件は、 「河地文庫」という史料群の中に福 『本多政均=勤王の十 しかし、 金沢市立玉川図書 実録物、 前述の長浜 敵討ちとい 後世の証 石

## 河地文庫「先君敵討之義につき書状等

を勤めた 十二代にわたって前田家に仕え、 加賀藩前田家に利常の重臣として仕官している。 続 の聟として養子入りし 主家本多家の初代政重は、 地文庫は、 本多家家臣 (当時は直江勝吉と名乗った)、 (加賀藩陪臣) 諸家を渡り歩き、 加賀藩 (金沢藩) 河地家の史料である。 次いで直江家に兼 以降、 の年寄 本多家は その後、 (執政

> さあつるんでもしてきして 三五七位梅一奶二女多邊 九付トントーシナラバるちゃ 福重了人名事件回じ むしにりますからちたちるさる 九名稱"竹香之間、十分 子が言る不会なちり右裏子れた本の語 幸存格 好知道,理事事中心能 おかいとを達にようまた ちりかち大をきるま 同からか 三一多君也有花常的多及时看 えけりになるあしなのあれる するころかりに 向いれがある 人はていかなられるなるとは、中でと つかは今日遠田十本日あり 東方をおりり 考場方のは 龍をゆれりやねいでいる 子様をおなりしるい山丁 もうかがらはれているでき 東西市田 赤石を しるいかなき いるいうとを 写真1

> > 代弥であった。

ある河地文庫には、

八件の政均の暗

敵討ちに関する史料がある。

7

この本多家家臣河

地

家

の史料

で

河地文庫「先君敵討之義につき書状等」 (金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)

勤

がめた。

九代のうち、八代弥次右衛

て本多家に仕え、家老や頭役などを

るの知

以降、

河地家は、

九代にわたっ

智養子時代の政重に出仕してい

河地家の初代半左衛門は、

直江家

門保弘と九代弥保定が政均に仕え

暗殺〜敵討ち時の当主は九

手水役、藤江は足軽、 ある。芝木・藤江・弥一は、 家老として入り、 から分家した支家を相続していたが、 は本多弥一を始めとする「義士一同」で、 の差出は芝木喜内 政均の下で家政を支えたという。 (5) (定経) 弥一は政均の従弟にあたり、 と藤江松三郎 ともに本多家家臣で、 明治元年 (一八六八)、本家に (高虎)という二人、宛名 日付は敵討ちの数日前で 芝木は徒組近習 祖父の代に本家

前述の書状である(写真1)。書状き書状等」(分類番号39・21-6)が、のうちの一件、「先君敵討之義につ

か、三点の書状と一点の決議書が合綴されている。なお、この「先君敵討之義につき書状等」には、標題の書状のほ

### [合綴一]

· .... : 「(橋爪平策書状)」(〈明治四年〉 十一月二十一日夜、岸清三郎宛)「(橋爪平策書状)」(〈明治四年〉 十一月二十一日夜、岸清三郎宛)

### [合綴二]

方宮七・林七郎・河地弥・小国左一郎宛)「(本多弥一書状)(写)」(〈明治四年〉未十一月二十三日、土

### [合綴三]

土方宮七・林七郎・河地弥・小国左一郎宛) 「(矢野策平〈察倫〉書状)(写)」(〈明治四年〉十一月二十二日)

#### [合綴四]

多伊織・鈴木辰四郎・杉坂伊左衛門・土田徳三郎)冨田勘次・牧康太・牧久太郎・西村卯右衛門・浅井弥五郎・本「議論決定(写)」(〈明治二年、または三年〉八月二十四日夜、

河地文庫「先君敵討之義につき書状等」を読み解いていく。藤江の両人が、追跡・探索の状況を伝えるために送ったこの書状、本稿では、多賀を追跡・探索しながら街道を南下していった芝木・

# 一 一日目~二日目——大聖寺~金津~五本~長崎~森田—

月二十八日に形獄寮縮所へ移送)、十一日には上坂を指控、松原・日には菅野を、十日には多賀・岡山の二人を一類へ御預(菅野は同の政以)への遺領相続を認めて本多家の存続を図った。そして、九明治二年(一八六九)八月七日に政均が暗殺された後、金沢藩は明治二年(一八六九)八月七日に政均が暗殺された後、金沢藩は

親翰を下して本多家家臣に「心得違無之様」申し聞かせていた。悌五郎の二人を一類へ御預とし、また、知藩事(旧藩主)前田慶寧も、

綴四)、山辺・井口以下への復讐を切望していた。 等二被仰付候節」は「多賀等之者怨敵与決定」するとしており(合いの処分が決定する以前より、「怨敵山辺沖太郎等之者」が「刎首にな敵」と表現し、「成敗」とその目的も明示した上で、二人を引きいっぽう、主人を暗殺された本多家家臣は、山辺・井口を「賊徒」

そのような中、同四年十一月十六日、本多家家臣は多賀が「大坂筋江出立之由」という話を耳にする。この多賀の「出立」がきっか筋江出立之由」という話を耳にする。この多賀の「出立」がきっかの後に金沢県の少属になっており、この「出立」は出張で、多賀には同県大属草薙良平という同行者がいた。

書状の記述は、十八日から始まる。

### [史料一] (読点筆者、以下同)

茶屋是茂同断、長崎右同断故、何トいたしタナラバ宜敷哉与案段々探索いたし候所、金津問屋ニハ何茂通ヌ由申聞、五本地蔵朝六ツ時前大聖寺江参、問屋ニ而尋候所、無相違由申聞、夫ゟ情難有御礼申上候、扨ハ当日ハ無事ニシテ参、尤夜通ニ参、翌大略御免可被下候、然ハ過シ十八日ニハ両人江種々様々之御懇

丸岡県江行居候由問屋江申入候由申聞、 無相違由申、 事行候所、 十九日ハ森田本陣ニ泊 森田駅本陣坂口平助方二而承合候處、 亦問屋ニも人足ハ不付候へ共、 (史料二へ) 是ソ天ゟ之御サズケト 無相違由申、 右之者フウ手 其上

わる中、両人は夜を徹して多賀を追い、そのまま街道を南下していっ が「外出仕罷帰不申候に付御管内等遠隔之所迄」その行方を尋ねま 情」を受けた後、「夕八ツ時頃」(午後二時頃か)に出発した。親族 た。そして十九日朝六ツ時(午前六時)、大聖寺へと到着する 十八日、芝木・藤江の両人は「義士一同」から「種々様々之御懇

絶えてしまう。さらに五本(現在の坂井市坂井町五本)、そして長 しばらくの間、行方を見失ったままの状態が続く。 在の芦原温泉駅〈あわら市春宮〉の西)で、「通ヌ由」と情報が涂 認すると、さらに南下しながら探索を続けていく。しかし金津 大聖寺では、問屋(伝馬所)で情報を収集し、「無相違由」を確 (現在の坂井市丸岡町長崎) でも、依然として目撃情報はなく (現

所在が判明する。 候由」という話も耳にし、ここで、行方を見失いかけていた多賀 下を続けていたが、そうした中、「夕七ツ半時頃」(午後五時頃か に「森田駅本陣坂口平助方」(現在の森田駅 「フウ手無相違由」という情報を入手する。さらに「丸岡県江行居(風作が) この間、 両人は「何トいたしタナラバ宜敷哉」と心配しながら南 〈福井市栄町〉の東)で

こうして、両人は「是ソ天台之御サズケ」とひと安心し、この日

そのまま本陣坂口平助方に宿泊している。

は、

### Ξ 三日目—森田~福井

九頭竜川を越えてさらに南下し、朝のうちに福井へと到着する。 二十日、 前日のうちに森田で有力な情報を入手していた両人は、

### [史料二]

不備 事迄如斯、飛脚ヲマタセ居候而書候悪書故御はんじ奉願候、草々 包壱ツ為持、其夜ハヲソク成候ハ、一夜為泊之様奉願候、 様ヲ御キハリ申候、且又此使ヲ指上候者前段之由段々申上度候 翌朝福井江参種々相尋申候、多分山丁ノ多葉や方ニ止宿いたしゃ」 候故与申談存候、一筆成共御手紙又外ニ何成共チイサキ風呂敷 ニハ無相違候間、 廿三日迄ハ見合哉与談合仕候、且又此所ヲ過候共、本保県江行 宿之義ハ無相違候故、ジクト見定本望ヲ達可申哉喜居候、 候由ニ付、 へハ、宿ニ逗留之手段なく故指上候間其御ツモリ、又々忘し事 色々タンサク仕候へ共、未名之義不相知候へ共、止 最早ヌカシ申間敷候、 此上ハ只 平出)

一月十九日昼 芝木喜内

(花押

十

九半時

調筆 藤江松三郎 (花押)

### 堀井 多賀を追う芝木と藤江

(史料三へ)

弥一

様ヲ御初

岡八郎)が会談したという場所でもあった。慶応三年(一八六七)十一月二日に坂本龍馬と由利公正(当時は三葉や方ニ止宿いたし候由」という話を耳にする。「山丁ノ多葉や」灌井へと到着した両人は、情報を収集する中で、「多分山丁ノ多

と頃合いを見計らい、敵討ちへの期待をにじませる。と頃合いを見計らい、敵討ちへの期待をにじませる。名前では行き当たらず、本人を裏付ける確実な情報は入手できなかったが、止宿はやはり「無相違」ようで、両人は「ジクト見定本望ヲ達可申哉」と喜びつつ、「乍去廿三日迄ハ見合哉与談合仕候」本望ヲ達可申哉」と高がつきながを裏付ける確実な情報は入手できなかったが、止宿はやはり「無相違」ようで、両人は「ジクト見定なかったが、止宿はやは、この「山丁ノ多葉や方二止宿」という情報

たためた。それが、この書状である。での追跡・探索の状況を伝えようと、飛脚をまたせながら、急ぎしくらか余裕ができた。そこで両人は、金沢の「義士一同」にこれまいなく、また、敵を追い抜いては元も子もないため、ここにきていいなく、また、敵を追い抜いては元も子もないため、ここにきていためた。それが、この書状である。

(写真3)に沼田釆江(元加賀藩陪臣〈斯波蕃〔津田玄蕃〕家家臣〉)葉や」に逗留していた。ちょうどこの時、「福井県菓子屋善四郎方ところで多賀はというと、両人が目していたとおり、「山丁ノ多

草薙から「西談致度旨」があるという小紙が届く。

そこに「煙草屋久平方」

 $\widehat{\parallel}$ 

「山丁ノ多葉や」)に逗留していた多賀

沼田

・梅原は

殺の件届書」によると、

藤江と同じく、

していた。後日、と梅原可也(元.

沼田・

(元加賀藩陪臣

〈松平大弐家家臣〉)という二人が止宿

そうして、この日は「菓子屋善四郎方」に止宿していたのであるが

十八日に金沢を出発して北国街道を南下していた。

沼田・梅原は「東京勤学」のため、芝木・梅原が金沢県庁に提出した「多賀賢三郎刺

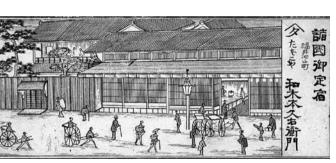


写真2 「たばこや 和木本久右衛門」(川崎源太郎〈編輯〉「福井県下商工便覧」 龍泉堂、1887年)(福井県立歴史博物館所蔵・画像提供)

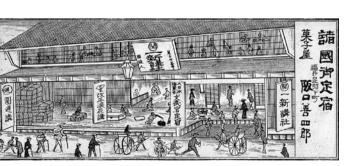


写真3 「菓子屋 阪口善四郎」(川崎源太郎〈編輯〉『福井県下商工 便覧』龍泉堂、1887年)(福井県立歴史博物館所蔵・画像提供)

れる場面に居合わせることになったのである。 翌日、二十一日に「煙草屋」を訪れ、求めに応じて同宿し、そこか 多賀・草薙に同道していった。そして二十四日、多賀が刺殺さ

申し添えている。 なお、書状には追伸があり、芝木・藤江の両人は、そこで現状を

[史料三]

段申上候通、 候、賃銭之義ハ私方ニ而能キ様致候間、 二白申上候、私共宿新宿ニ而伊達や宗助与申所ニ居候、又々前 乍難題何方様ニ而も飛脚ヲ一夜為止宿被下様奉願 此義御カマイ被下間敷

刺刃

水もたよらす

追かけて 以上

芝木定経

所らは

元来

大県御沙汰

藤江高虎

心情を伝えながら、筆をおく。 脚の手配を依頼している。そして最後に連歌を詠み、討手としての 両人は 「伊達や宗助」という新しい宿にいるといい、改めて、飛

という処分が決定した。敵討ちのために街道を南下していく芝木

越前国諸県民、そして福井県民の目には、どの

した芝木・藤江には、政均を「暗殺」した山辺・井口と同じく自裁

見えるが、翌年、明治五年(一八七二)十一月四日、多賀を「敵討ち」

このような「義士一同」の意識から、それも覚悟の上であったと

藤江の両人の姿は、

### おわりに

二十四日、長浜県坂田郡長浜町郡上町 で「本望ヲ達」した。 この後、芝木・藤江の両人は、多賀を追ってさらに南下を続け、 (現在の滋賀県長浜市元浜町

県嶺北地方は、このころ、近代化に向けた域整備のただ中にあった また、両人が多賀を追跡・探索していた金津~福井間、現在の福井 府県統合が実施されている)。 月九日には「散髪脱刀令」(散髪・脱刀の自由化) が公布されていた。 (ちょうど芝木・藤江・多賀が福井に滞在していた十一月二十日に この敵討ちの数か月前、 七月十四日には廃藩置県が実施され、八

名から、両人は「義士」という自己意識の下、「義」のために行動 することも承知の上であった。しかし、そのいっぽうで、書状の宛 経刑典被仰出」上での「粗暴之挙動」であり、「朝命違背ニ相当. 木・藤江の両人であったが、その敵討ちは、「既ニ御大法ヲ以夫々 たとうかがい知ることができる。 しており、金沢の弥一を始めとする一同も、その意識を共有してい そのような中、敵を追跡・探索しながら街道を南下していった芝

ようにうつったのだろうか。

#### 註

- (1)「八家」は、藩士中最高家格・最高身分の家柄で、五代加賀藩主前田綱紀(1)「八家」は、藩士中最高家格・最高身分の家柄で、五代加賀藩主前田綱紀
- 之御間御廊下通新口高之御廊下中士頭溜り入口」であったという。(請求番号16・4・14)によると、時刻は「四時過」(午前十時過)、場所は「柳(2)金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫「本多従五位殺害一件」(手写)
- 九一九頁。
  (3)『金沢市史 通史編 2 近世』(金沢市、二〇〇五年)九一八頁~
- 二〇一八年〉五九頁)(解説は宮下和幸氏による)。同目録は同館ウェブサ(5)「河地文庫解説」(『河地文庫目録』〈金沢市立玉川図書館近世史料館、

イトでも公開されている。

- (7) 『史談会速記録 (8)「岡山茂の手記」(「岡山茂口述筆記原稿」/「岡山茂に関する覚書」)(中 (6)佐藤宏之「記憶のかたち―本多政均暗殺事件と仇討ち―」(『鹿児島大学 二九九頁~三二三頁、五三五頁~五六六頁。話者は戸水信義(元本多家家臣)。 第五十九号、北陸史学会、二〇一二年〉)。 教育学部研究紀要 人文·社会科学編』第64巻、鹿児島大学、二〇一三年)。 田慶寧と幕末維新―最後の加賀藩主の「正義」―』への疑問 摘している(長山直治「前田慶寧の二度の退京をめぐって-であっても史実との食い違いが目立つ」と史料としての信頼性の低さを指 氏は「成立年代、作者、作成事情などは不明であ」り、「自ら関わった事件 センター、二〇〇三年〉に収載)。なお、この「手記」について、長山直治 村慎編著『維新前後の金沢藩-合本10』(原書房、一九七二年)二三一頁~二三五頁、 -勤王の志士 岡山茂——』〈日経事業出版 —」〈『北陸史学』 -徳田寿秋著『前
- (番号53)ほか、三件の口書がある。申〈明治五年〉三月、本多弥一・冨田総・鏑木勝喜知・吉見亥三郎→石川県庁)年〈明治五年〉三月、本多弥一・冨田総・鏑木勝喜知・吉見亥三郎→石川県庁(
- (10)前掲註5『河地文庫目録』。
- れは再仕官となる。 (11) 政重は、諸家を渡り歩く中で、前田家にも仕官していた。そのため、こ
- (12) 前掲註5「河地文庫解説」五六~五八頁
- (13) 前掲註5『河地文庫目録』九~一〇頁。
- の日付「十九日」は「二十日」の誤りと考えられる。(4)本文の記述、また「飛脚ヲマタセ」ながら書いたという状況から、後付
- 頁~四八○頁)。 談会速記録 合本36』〈原書房、一九七四年〉四一一頁~四二○頁、四六九談会速記録 合本36』〈原書房、一九七四年〉四一一頁~四二○頁、四六九次(売)一次(売)

- (16) 前掲註2「本多従五位殺害一件」。
- 類番号39・21・2)。(17)河地文庫「本多政均暗殺につき御親翰写等留」(〈明治二年〉八月)(分
- 本多従五位様暗殺之詮議につき嘆願書下書」(年未詳)(分類番号39・21・7)。下賜歎願書」(〈明治二年〉九月二十六日)(分類番号39・21・5)、同「元主人治二年〉九月二十二日)(分類番号39・21・4)、同「本多政均暗殺につき怨敵治二年〉九月二十二日)(分類番号39・21・4)、同「本多政均暗殺につき忠敵は引請願等之存意申上状」(〈明治二年〉九月十七日)(分(18))河地文庫「賊徒引請願立之義につき申上状」(〈明治二年〉九月十七日)(分
- 註7『史談会速記録 合本10』三一○頁~三一一頁)。

  註7『史談会速記録 合本10』三一○頁~三一一頁)。

  註7 『史談会速記録 合本10』三一○頁~三一一頁)。
- 十一月二十五日、芝木·藤江→石原大属)(番号12)。 (20) 本多政均関係文書「多賀賢三郎刃殺に付届書(下書)」(〈明治四年〉
- (21) 草薙は、多賀が刺殺される場面に居合わせ、芝木・藤江の行動が敵討ちであることが判明すると、町役人や彦根県丁への連絡を手配し、翌日、二十五日朝に両人を彦根県大属石原へ引き渡している(本多政均関係文書二十五日朝に両人を彦根県大属石原へ引き渡している(本多政均関係文書二十五日朝に両人を彦根県大属石原へ引き渡している(本多政均関係文書二十五日、金沢県庁草薙大属→彦根県丁への連絡を手配し、翌日、
- 「多賀少属刺殺に付届書(下書)」には「第十一字」という表現がある。沼田采江・梅原可也→金沢県庁)(番号9)や前掲註21「多賀刺殺の件届書」均関係文書「多賀賢三郎刺殺の件届書」(辛未〈明治四年〉十一月二十五日、22)前掲註20「多賀賢三郎刃殺に付届書(下書)」。改暦前であるが、本多政

- (公)大聖寺では、代々、板屋(伊藤家)が問屋・本陣を務めていたが、「弘化二 南金津村・金津新町があった。史料中の「何茂」は、「北金津」「南金津」、 (25)金津は、竹田川によって北と南に二分されており、北に北金津町、南に(25)金津は、竹田川によって北と南に二分されており、北に北金津町、南に(25)金津は、竹田川によって北と南に二分されており、北に北金津町、南に(25)金津は、竹田川によって北と南に二分されており、北に北金津町、南に(25)金津は、竹田川によって北と南に二分されており、北に北金津町、南に(25)金津村・金津新町」の意か。
- (26) 前掲註20「多賀賢三郎刃殺に付届書(下書)」。
- 郡本保村(現在の越前市本保町)の意か。 地で構成されていた。そのため、ここでは本保県庁の所在地であった丹生地で構成されていた。そのため、ここでは本保県庁の所在地であった丹生
- (28)前掲註22「多賀賢三郎刺殺の件届書」。
- 井市照手)で、山町とは斜め隣という位置関係にあった。(29)前掲註20には「夷丁伊達惣助方」とある。「夷丁」は「夷町」(現在の福
- 略伝(続キ)」)。 
  来リテ揮筆ヲ乞フ者多シ」という(前掲註15戸水信義「本多家殉難十七士来リテ揮筆ヲ乞フ者多シ」という(前掲註15戸水信義「本多家殉難十七士
- (2)有易注2「多星餐…ドリ安)牛晶香」。 芝木喜内・藤江松三郎)(番号16)。 (31)本多政均関係文書「多賀賢三郎等殺害候趣意書(写)」(明治四年十一月)
- (32) 前掲註22「多賀賢三郎刺殺の件届書」。